

平成18年4月から9月までの間における
介護給付費等の請求事務に係るQ & A (vol.4)

Q サービス事業所は、サービスを提供したつど利用者負担額を徴収することはできないのか。

A サービス事業所が、利用者に障害福祉サービス等を提供した場合、制度的には、そのつど利用者負担額を徴収することが可能である。

しかしながら、継続的なサービス利用契約があり、同一月に当該サービス事業所から複数回サービスを利用する場合等には、徴収の便宜上、一月分の利用者負担額をまとめて翌月に徴収する事業所が多い実情も踏まえ、利用者が上限額管理対象者である場合については、制度上、サービス事業所が利用者負担額の徴収を報酬請求に併せて、又は報酬請求を行った後に行うことを前提に、サービス提供月が終了してから上限額管理事務を行い、各サービス事業所が徴収できる利用者負担額を調整することで、利用者が負担上限月額を超える額を一旦支払わなくても済むようにしていることから、上限額管理結果が出てから利用者負担額を徴収していただくことを基本に考えている。

ただし、利用者が上限額管理対象者でない場合においては、こうした支障もないと思われることから、一時的なサービス利用関係となる短期入所事業所等においては、サービスを提供したつど利用者負担額を徴収して何ら差し支えない。